平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	102
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	101
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	103
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	104
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	105
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105

平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	100
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	99
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	99
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	101
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	102
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	102
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	102
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	102
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	102
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	102
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	102
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	102
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	102
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	102
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	102
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	102
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	102

平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	104
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	103

平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	102
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	101
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	101
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	101
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	101
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	101
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	101

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第８号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,499	13,975
20歳以上25歳未満	6,143	13,975
25歳以上30歳未満	6,703	15,237

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,263	13,442
20歳以上25歳未満	5,872	13,442
25歳以上30歳未満	6,380	14,842